

はじめに

- 損壊家屋等の解体・撤去が進む中で、住民の皆様より家屋で使用していた古材等（床板、壁板、天井板、瓦、柱、梁等）を再利用してほしいというお声が一定数存在します。
- 例えば、古材等の再利用は、災害廃棄物の発生抑制につながり、新しく使う資材の使用も削減できます。また、災害廃棄物の運搬・処分等に伴う温室効果ガスの排出削減にもつながります。
- 被災した損壊家屋等の解体・撤去には、所有者の申請等に基づき市町が解体・撤去する「公費解体」のほか、所有者が自ら費用負担して解体業者と契約し解体・撤去を行い、市町が所有者に対して解体・撤去費用を償還する「自費解体（費用償還）」があります。必要な古材等の回収にあたっては、キズをつけないように手解体等で丁寧に回収することが望ましいとされており、自費解体を選択することが想定されます。

古材とは

古民家で使われていた木材の中でも状態が良く、まだ使えるものとして回収されたものを「**古材（こざい）**」と呼び、希少価値のある銘木（めいぼく）や、現在では入手が難しい貴重な木材も多く存在

被災した損壊家屋等を自費解体（費用償還：解体費用を立替えし、後日市町から払い戻し）する際の古材等の回収の流れ

- ① 所有者が、古材等回収・再利用業者（自費解体も行う業者）に相談
- ② 古材等回収・再利用業者が、状況調査のうえ解体費用の見積書を提示
- ③ 所有者が、見積書をもって市町に相談
- ④ 解体工事着手前又は解体中に損壊家屋等から古材等を回収し、家屋等の解体・撤去
- ⑤ 所有者が、自費解体の費用償還を市町に申請

古材等の回収・再利用に関する業者（自費解体も行う業者）の相談窓口

一般社団法人
全国古民家再生協会
石川第一支部
076-234-3061



※見積書には、費用償還の対象外となる古材等の運搬費・処分費は含めないでください。

参考情報

古材等の取組は、上記の相談窓口のほか、インターネット上の情報もご覧ください。

「能登 古材 回収」で検索

- ✓ 古材リユースのすすめ：令和4年3月発行 環境省
<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/20220727.html>
- ✓ 公費解体・撤去マニュアル第5版：令和6年6月改訂 環境省
http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/
- ✓ 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き：令和6年8月24日策定 環境省
http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/
- ✓ 自費解体お役立ち資料：令和6年8月26日策定 石川県
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/info/jihi.html>

お問い合わせ先

石川県
生活環境部
資源循環推進課
076-225-1471

